

新エネルギー導入変更事前手続相談書

記入例

平成 28 年 6 月 1 日

別府市長

あて

住 民 別府市上野口町1番15号
申込者

氏 名 別府 太郎 印

※申込者は発電設備の設置者です。

現在設置している又は計画している新エネルギー発電設備を以下のように変更したいので、別府市地域新エネルギー導入の事前手続等に関する要綱第10条の規定により事前相談を要請します。

1 既設（計画中）の発電設備

発電設備の名称	別府温泉ホテル太陽光発電所
設計者	日輪設計（株） 鉄輪 二郎
施工者	地獄工務店（株） 鬼頭 武雄
設置者	申請者と同じ
設置（予定）場所	別府市上野口町1番15号
発電方式	太陽光発電
発電出力	500kw
発電設備の型番	日輪電工製solar-rayEVパネル10kw×50枚
設備稼働日	平成29年 3月31日
連絡先	別府市上野口町1番15号 別府温泉ホテル 電話25-1111

2 変更する内容

発電設備の容量増加

500kw → 1,000kw

3 添付資料

- 地元説明会実施状況報告書
- 事業計画書
- 構想図
- 位置図、配置図、字図、地積図及び公共施設との土地境界確認書の写し
- 土地利用計画図（1/1000以上）
- 給排水計画平面図
- 土地造成計画平面図、縦断図及び横断図（縮尺1/1000以上。ただし、縦断図の縦は1/100以上）
- 流量計算書
- 単線結線図
- 発電設備等の説明書
- 発電設備以外の付属設備の説明書（冷却塔など）
- 維持補修費用算出表
- 中間処理施設に関する協定書の写し
- その他市長が必要と認める図書（ ）

事前相談に必要な書類のうち事前相談の申込時点で添付されていない書類が存在した場合には、その書類が関係する事項に関して回答を提示することはできません。

この場合、当該の書類については、本市が所管する手続を行うまでに作成し、関係各課の窓口にて問合せをお願いします。なお、添付書類は設備変更に関係する資料のみ提出をお願いすることとし、以前に提出した書類で変更がないものの提出の必要はありません。